

(平成24年1月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

厚生年金関係

5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 20 日から 49 年 2 月 25 日まで
昭和 43 年 7 月 20 日から A 社で働き始めたが、厚生年金保険の資格取得日は 49 年 2 月 25 日になっているので、資格取得日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金事務所の記録によると、A社は、昭和 47 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、43 年 7 月 20 日から 47 年 3 月 31 日までの期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、事業主が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人の資格取得日は昭和 49 年 2 月 25 日であることが確認できる上、事業主は、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないと回答している。

さらに、申立人が、A社の同じ工場で同時期から勤務したと記憶する絵の指導者である同僚は、申立人と同日の昭和 49 年 2 月 25 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

加えて、申立人のA社における雇用保険の資格取得日は、昭和 49 年 2 月 25 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 17 日から 32 年 5 月 20 日まで
昭和 32 年 5 月に、A 市 B 町に C 社（事業所名は、D 事業所）の施設が建設された時以降の事業所に勤めていた期間は、脱退手当金として受け取った記録になっている。しかし、それ以前の A 市 E 町に事業所があった期間が年金記録となっていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、C 社に勤務していた同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C 社は、「昭和 38 年の火災により、保存書類を焼失している上、当時の事務担当者は亡くなっており、詳細は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 31 年 4 月 1 日に 2 名が厚生年金保険被保険者資格を取得した後、32 年 5 月 20 日までの期間において、資格取得者はおらず、同年 5 月 20 日に申立人を含め 6 名が資格を取得したことが確認できる。

さらに、申立人が入社した時には既にいたと記憶している同僚も申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、申立期間において、C 社では、入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年3月18日から28年11月5日まで
② 昭和29年1月18日から31年3月12日まで

A社在職中に結婚しその後しばらく勤務したが、同社の大奥さんから退職を促され、不本意ながら退職した。その際脱退手当金の説明も無く、請求手続をしたことも無い。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、資格期間や平均標準報酬月額、支給年月日などの具体的な記載がある上、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和31年5月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された昭和31年5月15日当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A 県 B 市の公共職業安定所で募集広告を見て、C 社（現在は、D 社）に入社し、申立期間において、同社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてC社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、当時、C社で勤務していた複数の同僚は、申立人を覚えていない旨供述しており、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態についての供述を得ることができない。

また、複数の同僚は、「C社では、入社後一定期間、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、C社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、D社は、幾度も移転したため、当時の人事関係記録等は残っていない旨回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において、健康保険整理番号は連番となっており、欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 21 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 41 年 11 月 14 日から 42 年 6 月 1 日まで

申立期間①について、中学を卒業後すぐに集団就職で同僚と共に、A町にあった飲食業を営む個人経営の「B事業所」で調理場の裏方業務に従事した。当時、従業員は5人から6人いたと思う。

申立期間②について、「B事業所」を退職後、郷里のC県D町にあった自転車販売業を営むE事業所で勤務した。当時、従業員は3人だった。

申立期間において、両事業所で正社員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、中学を卒業後、飲食業の「B事業所」で勤務していたので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいと申し立てている。

しかしながら、料理飲食店等のサービス業は、制度上、厚生年金保険の非適用業種となっていることから、飲食業である「B事業所」は、厚生年金保険の強制適用事業所ではないと認められる上、オンライン記録において、申立事業所が任意適用事業所であった記録は見当たらない。

また、申立人が集団就職で一緒に勤務したとしている同姓同名の同僚及びその兄についても「B事業所」における加入記録は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、自転車販売業のE事業所で勤務していたので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいと申し立てている。

しかしながら、申立人は、E事業所の従業員数は3人であったと証言しており、申立事業所は、常時5人未満の従業員を使用する物品販売業の事業所であり、厚生年金保険の強制適用事業所ではないと認められる上、オンライン記録において、同事業所が任意適用事業所であった記録は見当たらない。

また、当該期間においてC県に所在する類似名称の事業所としてF事業所が2事業所確認できるところ、当該適用事業所に係るオンライン記録において、

申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立期間について、申立人に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。